

【奈良県】（奈良市及び橿原市 以外）

※ 一般基準及び種類別基準については市町村において規定していますので、詳細については各市町村屋外広告物担当課へお問い合わせください。

1. 許可基準

(1) 一般基準（各市町村施行規則）

一般基準	美観上の基準	(1) 市街地における広告物は、都市の環境に調和、都市美を害さないもの。 (2) 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のもの。 (3) その効果の限度においてなるべく小さくすること。 (4) 赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩 ※表1を使用する場合は、その表示部分を最小面積 ※表2にとどめること。 (5) 赤色と緑色は、近接として使用しない。緑色と紫色においても同様。 (6) 夜間照明を目的とするネオンサイン等は、点滅速度をゆるやかなものとし、サーチライトを使用しない。
	危害防止の基準	(1) 容易に腐朽し、又は破損しない構造。 (2) 設置の方法が不完全で倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するもの。 (3) 信号機又は道路標識の効用を妨げないもの。 (4) 一般交通の用に供する道路上に設置しない。

※表1 マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)
赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超
緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超
紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超

※表2 次表の範囲内

広告物を表示する地域	最小面積割合
商業地域、近隣商業地域、準工業地域	50%を超えない
上記以外の地域	40%を超えない

・大和郡山市の色彩基準（平成20年6月1日規則改正）

赤、緑、紫等の原色又は原色に近い色彩として定める色彩

		色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
景観形成重点地区 （大和郡山市景観形成ガイドラインに定める城下町・城趾エリア及び環濠集落）	赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	6 超	総面積の30%を超えない範囲とする
	黄赤 (YR)	—	—	6 超	
	黄 (Y)	—	—	4 超	
	緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	2 超	
	紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	2 超	
	その他	—	—	2 超	
その他の地区	赤 (R)	1 R 以上 6 R 未満	4 以上 6 未満	8 超	上記※表2に準ずる
	緑 (G)	1 G 以上 7 G 未満	4 以上 7 未満	6 超	
	紫 (P)	6 P 以上 9 P 未満	4 以上 6 未満	7 超	

・一般県道中和幹線沿道※（大和高田市、桜井市、香芝市及び広陵町）の色彩基準（平成30年10月1日規則改正）

※道路境界から10mの範囲を各市町長が指定

マンセル値による次表の範囲内の色彩

	色相 (H)	明度 (V)	彩度 (C)	最小面積割合
赤 (R)	—	—	10 超	板面の30%を超えない
黄赤 (YR)	—	—	10 超	
黄 (Y)	—	—	10 超	
その他	—	—	8 超	

(2) 種類別基準（各市町村施行規則）

		<地域別の基準>		<共通基準>		
建築物を利用するもの	屋上 広告物	天理市、桜井市のうち市長が指定する地域		(1) 建築物の高さの1/3以下 (2) 地上からの高さ15m以下	(1) 高度地区指定による 最高限度の高さ未満	
		1・2種中高層住居専用地域、 1・2種住居地域、準住居地域		(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ25m以下		
		二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）		設置しないこと		
		住宅市街地エリア （中和幹線）	建築物の高さ： 15m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ20m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個	(2) 和風建築物の棟には掲げ ない	
			建築物の高さ： 15m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ36m以下 (3) 総表示面積6㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		田園・山なみエリア （中和幹線）	建築物の高さ： 15m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ20m以下 (3) 総表示面積20㎡以下 (4) 1棟につき1個		
			建築物の高さ： 15m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ36m以下 (3) 総表示面積20㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		沿道市街地エリア （中和幹線）	建築物の高さ： 15m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ20m以下 (3) 総表示面積100㎡以下 (4) 1棟につき1個		(3) 屋根には直接ペンキ等で 表示しない
			建築物の高さ： 15m以上	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ36m以下 (3) 総表示面積100㎡以下 (4) 1棟につき1個		
		上記 以外	建築物の高さ：15m未満	(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ20m以下		
	建築物の高さ：15m以上		(1) 建築物の高さの1/2以下 (2) 地上からの高さ36m以下			
	建築物を利用するもの	軒下 広告物	壁面にとりつけるもの	二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線） 住宅市街地エリア（中和幹線）	(1) 8㎡以下 (2) 総表示面積24㎡以下 (3) 建築物の高さ以下	<共通基準> ・1壁面に3個以下
				田園・山なみエリア（中和幹線）	(1) 10㎡以下 (2) 総表示面積30㎡以下 (3) 建築物の高さ以下	
				沿道市街地エリア（中和幹線）	(1) 20㎡以下 (2) 総表示面積60㎡以下 (3) 建築物の高さ以下	
上記以外				(1) 表示面積は20㎡以下 (2) 壁面にじか付けするものは、 他の広告物の表示面積を含め 壁面の1/3以下		
壁面から突出するもの		二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線） 住宅市街地エリア（中和幹線） 田園・山なみエリア（中和幹線） 沿道市街地エリア（中和幹線）	(1) 道路上に突出しない (2) 総表示面積は壁面ごとに 10㎡以下 (3) 建築物高さの2/3以下			
		上記以外	(1) 表示面積は両面で20㎡以下 (2) 突出幅は壁面から1m以内 （道路を占有するものに限る） (3) 路面からの高さは歩道上 2.5m以上、車道上4.5m以上			
		<地域別の基準>		<共通基準>		
		<共通基準>		<共通基準>		
塀・垣 広告物	(1) 古い土塀には掲げない (2) 表示面積は塀・垣の立面積の1/3以下、かつ、20㎡以下 (3) 高さは塀・垣の上端を超えない					

	(4) 同一の塀・垣に3個以下		
広告塔及び 建植広告物	二上山・三輪山眺望エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積24㎡以下、かつ、1面の面積は8㎡以下 (2) 地上からの高さ8m以下	以下を除いて設置してはならない ・ 自家用広告物 ・ 市街地において表示するもの
	住宅市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積15㎡以下、かつ、1面の面積は5㎡以下 (2) 地上からの高さ6m以下	
	田園・山なみエリア (中和幹線)	(1) 総表示面積30㎡以下、かつ、1面の面積は10㎡以下 (2) 地上からの高さ10m以下	
	沿道市街地エリア (中和幹線)	(1) 総表示面積60㎡以下、かつ、1面の面積は20㎡以下 (2) 地上からの高さ木造10m以下、鉄骨造15m以下	

広告塔	上記以外	(1) 表示面積 6 0 m ² 以下、かつ、 1 面の面積は 2 0 m ² 以下 (2) 地上からの高さ木造 1 0 m以下、鉄骨造 1 5 m以下	鉄道又は道路敷きから展望できる 1 0 0 m以上の場所に設置、かつ、広告物相互の間隔は 1 0 0 m以上
建植広告物	上記以外	(1) 表示面積 3 0 m ² 以下 (2) 地上からの高さ 5 m以下	(自家用広告物、鉄道の駅の構内、市街地において表示するものを除く)
電柱広告物	電柱から突出するもの 電柱に巻き付けるもの	(1) 大きさは縦 1. 2 m、横 0. 5 m以下 (2) 地上から広告物の下端までの高さが 4. 5 m以上で民地側に設置 (1) 大きさは縦 1. 8 m以下 (2) 地上から 1. 8 m以上に設置	<共通基準> ・ 1本の電柱に突き出し、巻きつけ各1個以下
アーチ広告物	(1) 地上からの広告物の下端までの高さは 4. 5 m以上 (2) アーチ上部には公共的な名称のみ表示し、その他の広告物は下部の柱部に掲出		
気球広告物	(1) 気球の大きさ直径 3 m以下、地上高さ 4 5 m以下、保留する綱に架設する広告物は縦 1 5 m以下、横 1. 5 m以下 (2) 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れない (3) 広告面にネットを用いる (4) 風速 5 m以上の時は掲揚しない (5) 気球に補助綱があること		
広告幕	(1) 懸垂幕は縦 1 0 m以下、横 1. 2 m以下 (2) 横断幕は繁華街においてのみ掲げる (3) 懸垂幕・横断幕の外周には風圧に耐えられるよう適当なロープを入れる (4) 旗、のぼり等の布地を用いるものは、祭典、縁日、臨時興業、大売り出しの他、商店街の慣習として認められる場合に限る		
立看板	(1) 大きさは縦 1. 8 m以下、横 0. 9 m以下 (2) 脚部の長さは 0. 5 m以下		
はり札	(1) 表示面積は 1 枚につき 0. 5 m ² 以下		
はり紙	(1) 表示面積は 1 枚につき 1 m ² 未満。(掲示板に掲出する場合を除く) (2) 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は掲出しない		

2. 禁止地域・許可地域の適用除外基準（禁止地域基準：県施行規則、許可地域基準：各市町村施行規則）

(1) 自己用広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第 1 種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が5m ² 以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く）、第 2 種歴史的風土保存地区、風致地区	(1) 各広告物の表示面積の合計が7m ² 以下 (2) イルミネーション、ネオンサイン等は薄色の色彩のもので、かつ、点滅しない
上記以外の地域及び場所	(1) 各広告物の表示面積の合計が10m ² 以下

※ 1 禁止地域のうち展望規制区域については（4）を参照

※ 2 歴史的風土特別保存地区、第 1 種・第 2 種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(2) 自己管理広告物

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格
歴史的風土特別保存地区、第 1 種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	(1) 表示面積の合計が 1 m ² 以下
上記以外の地域及び場所	(1) 表示面積の合計が 5 m ² 以下

※歴史的風土特別保存地区、第 1 種・第 2 種歴史的風土保存地区では、古都保存法に基づく許可を必要とする場合があります。

(3) 道標及び案内板

広告物を表示する地域及び場所		広告物の規格等
歴史的風土特別保存地区、第 1 種歴史的風土保存地区、近郊緑地特別保全地区	道標	(1) 縦 3 0 cm以下、横 7 5 cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史跡名勝天然記念物等の紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積 5 m ² 以下
主要交差点周辺※	道標	(1)縦 8 0 cm以下、横 2 4 0 cm以下 (2)地盤面から広告物上端までの高さ 4 m以下（同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は、4. 8 m以下）
	案内板	(1) 重要文化財、史蹟名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積 5 m ² 以下
上記以外の地域及び場所	道標	(1) 縦 4 0 cm以下、横 1 0 5 cm以下
	案内板	(1) 重要文化財、史蹟名勝天然記念物などの紹介、案内を目的としたもの (2) 表示面積 5 m ² 以下

※奈良県景観計画に定める広域幹線沿道区域に指定された路線における信号を有する交差点の周辺 3 0 mの範囲

(4) 展望規制区域及び主要交差点周辺（禁止地域）における自己用広告物の許可基準

広告物を表示する地域及び場所	広告物の規格		備 考
	建築延面積	各広告物の表示面積の合計	
展望規制区域内の準工業地域、工業地域、工業専用地域	5 0 0 m ² 以下	2 0 m ² 以下	鉄道又は道路敷地からの距離が2 0 mを増すごとに広告物の規格にそれぞれ1 0 分の1 の面積を加算する。 総表示面積1 0 m ² 以下は許可不要
	5 0 0 m ² 超1 0 0 0 m ² 以下	3 0 m ² 以下	
	1 0 0 0 m ² 超	4 0 m ² 以下	
展望規制区域内で上記以外の地域	5 0 0 m ² 以下	1 5 m ² 以下	
	5 0 0 m ² 超1 0 0 0 m ² 以下	2 5 m ² 以下	
	1 0 0 0 m ² 超	3 5 m ² 以下	
展望規制区域外の主要交差点周辺	—	—	総表示面積1 0 m ² 超えは許可必要

※それぞれの屋外広告物の種類別の基準を満たす必要があります。

3. 景観保全型広告整備地区について

学研奈良登美ヶ丘駅周辺景観保全型広告整備地区	生駒市鹿畑町の一部地区
京奈和自動車道・五條道路インターチェンジ周辺景観保全型広告整備地区	五條北インターチェンジ周辺地区
	五條インターチェンジ周辺地区
	五條西インターチェンジ周辺地区
京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）沿道景観保全型広告整備地区	京奈和自動車道・大和御所道路（大和区間）の路端から両側2 0 0 mの間の地区
法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区	斑鳩町内の奈良大和郡山斑鳩線、国道25号、大和高田斑鳩線の一部区間の沿道地区
山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区	天理環状線（天理市内）～国道169号（桜井市内）の一部区間の沿道地区
主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区	西名阪道郡山インターチェンジ、法隆寺インターチェンジ、香芝インターチェンジの各周辺沿道地区

※広告物等の表示の方法に関する事項を別途定めています。